

避難行動要支援者対策説明チェックリスト

- この避難行動要支援者対策（以下、「対策」という。）は高知市が行うもので、この対策の取組みの一部を事業所等に委託して行っています。
- 対策の主旨は、災害が発生、または発生するおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）に自力避難が困難で、避難をするのに手助けが必要な方について、事前に同意を得て、避難支援等関係者へ情報を提供することで、平常時の見守りや、災害時の安否確認、避難誘導等の支援につなげるものです。
- 同意確認及び個別避難計画作成はご本人又はそのご家族等の了解の下で実施させていただきます。特に個別避難計画（以下「計画」という。）は必要に応じて任意で作成するもので、必ず作成しなければならないというものではありません。なお、名簿や個別避難計画に記載されている個人情報 は、災害時等の支援以外の目的では使用されません。
- 計画は避難支援実施のため配慮すべき事項や避難場所等を記載したもので、ご本人又はそのご家族等が、災害時等にどのような支援を得て避難行動をとればよいのか、ということについて、記録しておくものです。作成にあたって、記載が難しい箇所があるかもしれませんが、可能な範囲で計画を作成し、後から徐々に内容を決定することも可能です。
- 計画は、作成者が、ご本人又はそのご家族等と面談や話し合いを介して、ご本人又はそのご家族等の意向を確認し（意向を反映させて）作成します。
- 計画の内容は、ご本人又はそのご家族等の状況の変化や、ご本人又はそのご家族等からの意向や申出によって、随時変更することができます。
- 避難支援等関係者による災害時等の声掛けや避難の支援は地域の方々の助け合い、支え合いの精神に基づくものであり、法的な義務や責任を負うものではありません。また、避難支援等関係者自身も被災者となり得ることから、支援が得られない場合もありますので、予めご理解ください。
- 実際に、災害等が起きそうだ、又は災害等が起きた、という時には、この計画に従って、ご本人又はそのご家族等の判断で避難を開始してください。
- 災害時等に、ご本人又はそのご家族等のもとに公的な支援が提供されるまでには、相当の時間がかかります。市の職員や福祉サービスの事業者等は、すぐにはご自宅に駆けつけることができないことを、予めご理解ください。

参考

●名簿掲載要件について（以下に該当する方が対象です。）

- ・ 要介護認定3～5を受けている方
- ・ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する方
- ・ 療育手帳Aを所持する方 ・ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- ・ 日常生活において、部分介助及び全面介助を要する在宅難病患者
- ・ 上記以外で特に支援の必要があり、支援を希望する方

※要件に該当せず、名簿への掲載を希望される場合は様式④をご提出ください。

●避難支援等関係者について（以下の団体等が対象です。）

- ・ 地区民生委員児童委員協議会 ・ 高知市社会福祉協議会
- ・ 地区社会福祉協議会 ・ 自主防災組織
- ・ 町内会（自治会・自治公民館等を含む） ・ 高知市消防局
- ・ 高知市消防団 ・ 高知県警察 ・ その他市長が認めた団体